

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年12月21日（木）13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、森審査班長、石井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（うちテレビ会議システムによる出席3名）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画変更認可申請（多核種除去設備スラリー安定化処理設備の設置）について、資料に基づき放射性気体廃棄物の処理・管理の方針について説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認を行うとともに、主に以下のコメントを伝えた。

- 換気空調設備の設計方針としてダスト取扱エリアとその他エリアの排気系統が途中で合流する形となっているが、排風機等が停止した際の他系統への汚染拡大防止等も考慮し、段階的な負圧管理として原則的にはそれぞれ独立した系統にすべきであることから、改めて考え方を整理した上で詳細を資料に示して説明すること。
- 非常用電源設備の設置については、本年3月27日開催の第8回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合において示した「東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質の閉じ込め機能を有する施設・設備に対する非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について」の考え方にに基づき整理した上で資料に示して説明すること。
- 弁ではなくフィルターによりバウンダリを形成する点について、両者のメリット・デメリットや本設備の特性、令和3年に発生したHIC排気フィルターの損傷事象等も踏まえて考え方を整理して示すこと。

○東京電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 放射性気体廃棄物の処理・管理への適合性

参考：

- 第8回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合資料 3-1
「東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質の閉じ込め機能を有する
施設・設備に対する非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について」
<https://www.nra.go.jp/data/000424508.pdf>

以上